



申請が出来ず、市町村宛の指名願も出せなくなると、事業が続けられない…どこか融資してくれる所はないか?」と土木業を営むA社から電話が掛かってきました。「緊急保証制度により保証協会の100%保証で銀行は貸し易くなつたと聞くが、消費税の納付資金等と言つたら逆効果だし困ったもんだ」とため息…。身近な相

「消費税が納められなくて県入札の資格

談窓口=商工会議所の経営指導員に尋ねてみると「昨年末から相談件数は2倍になったが、実際に銀行に借入れ手続きした件数は従来と変わらない…」との事です。「高利貸からの借入があつたらダメだし、納税資金等は未払い金の支払い等にしないと無理だし…。金

利の安い公的融資を希望!と言わないと銀行は普通の金利の独自資金(フローパー)を貸そうとするし…」と指導員は小声で話してくれました。国の「セーフティネット貸付」の審査も緩やかではないようです。



### 使えない労災保険特別加入に意外な盲点!

「南日本造船で起きたタラップ事故で26人の死傷者を出したが、労災事故としての補償を全く受けられない人がいるんですよ…」とは労働局職員の話です。1/29には業務上過失致死傷容疑で県警が大在工場等を家宅捜索してい

ますが、死傷者への補償は民事上の別の問題です。通常こうした事故は労災保険の対象になり、事業主や元請業者の損害賠償責任は労災保険が肩代わりします。労働者でない①一人親方や②中小事

業主は事前に「特別加入」しておれば同様の補償を受けられます。ところが今回の被災者の中に①の特別加入はしているが「建設事業」で加入していたために補償の対象にならない、という人が…。対象になるのは、運送・建設・漁業・林業・医薬品の配置

販売・産廃処理業の6つ。つまり「造船業」は「特別加入」の制度には含まれていないのです。加入の際に専門家に相談しておれば…と悔やまれ氣の毒です。

